

### 被告側準備書面(3)(2008/12/5)について

今回、被告側は、小平5中での、澤川校長赴任前の出来事と、疋田教諭の前任校、東久留米西中学校での出来事を持ち出してきています。

実は、これらもすでに、解決済みではありますが、当時の管理職、市教育委員会、都教育委員会等の不可解な対応により、疋田教諭が被害を被った事件でもありました。すでに疋田教諭は一つひとつに反論・説明を準備しています。

被告準備書面(3)も原告準備書面(5)とともにホ - ムペ - ジにアップしました。そしてホ - ムペ - ジに詳しい解説をつけておきましたが、改めてここでも説明をさせていただきます。

この今回の被告側準備書面(3)はお読みになればわかるように、これまで出してきた「後だし理由」を強調するとともに、さらに「後だし理由」を追加しています。そしてあたかもその主張の証拠となるかのように、不可解な資料を合わせて提示し、疋田教諭は以前から「問題行動」を行ってきた教諭であり、また嘘つきなのだ、虚偽・曲解による主張をただただ繰り返しています。

#### 1) PTA 会報での教職員紹介記事掲載のためのアンケートへの回答について

例えば、被告側は2007年8月の答弁書で

原告については、上記処分説明書に記載された事実の他にも、たとえば、  
①体罰に関しては、平成14年8月下旬の午後1時ころ、及び同年10月12日(ないし13日)午後3時ころ、生徒F及びGに対する体罰が存在する(乙12。なお、原告自身、記憶はあいまいなもの、上記体罰の存在自体はこれを認めている。)し、②原告の異常な行動という意味では、「五中 PTA 広報誌 緑の木立」において、自己紹介をするに当たり、自己の名前を「疋田 Johnny 入口屋卯兵衛ⅩⅢ哲也先生」と記載し、岡崎教頭らから正式名を記載するよう求められたにもかかわらず、上記の名前に固執したという事実(乙25。証人澤川の証言216。)も存在するのである。

と書いています。このアについては、今回、原告準備書面(5)で、そこに書かれている事件を立証するために出された書類が、余りにも不合理なものであったことを指摘してあります(原告準備書面(5)では、このように、今回の処分が、当該教員を陥れるように、偽造「証拠」を捏造して処分がなされている問題を強調しておきましたので、処分理由に正式に挙がっていないこの事件に実像については、あえて触れませんでした。しかし、ここであえてこの事件に実像について簡単に後生回するなら、次のようなこととなります。つまり、疋田教諭が当時、試合前、緊張していた生徒を、日頃、冗談まじりで「相互に」軽く叩き合う関係の中で、「気合をいれてください」という親の声にうながされるように、生徒の緊張をほぐすために、生徒のほほを殴ってしまったことは確かなのだそうです。疋田教諭は当時を振り返り、あまり言い気持ちではなかったと、今、語っています。当時はしかしまだ、疋田教諭は「強度のスキンシップ」は教育活動として必要だと考えていて、それは「体罰」には当たらないと考えていたのです)。

ところで、今回の被告準備書面(3)では、被告は上記のイを再度強調しています。

(3) PTA会報に関する事実は、そもそも原告が教育公務員として不適格であることの徴表事実たり得るものであるし、原告は岡崎教頭らから正式名を記載するよう求められたにもかかわらず、それに従わなかったのであり、いわゆる上司の指導を無視するという点においては、原告澤川校長から再三にわたり「私物の整理」を指示されていたにもかかわらず、澤川校長の指示に従わなかったこと等と関連性を有するものであり、上記点からしても原告の主張の失当たることを付言する次第である。

そもそも「澤川校長から再三にわたり『私物の整理』を指示されていた」ということ自体が「虚偽」なのですが、今回、改めて再度、強調されたPTA会報について、それはPTA委員会が教職員を紹介しようという意図でアンケートをとって、それに回答したものであったのです。

「お名前 担任・副担任学級 担当教科 部活顧問 質問

- A. 中学生の頃何になりたかったですか？
- B. 今までの人生で、一番幸せを感じたことは何ですか？
- C. 今まで一番こわい思いをしたことを何ですか？
- D. 今、宝くじ一等があたったら何につかいますか？」

この質問項目からは、PTA会員相互の親睦を意図したのではないかと想像される、愉快的な質問内容です。このようなことを考えると、疋田教諭の愉快的な回答は的外れではないと思われま。そういう「教職員紹介」の記事に、広報委員会メンバーでもない岡崎教頭が「正式名を記載するように求めた」こと自体、不思議な対応と思われま。当時、岡崎教諭がそのようなことを強く求めたのだとしたら、それ自体異常なことだったのではないのでしょうか。

疋田教諭は岡崎教頭が強く求めたとは受けとめていなかったし、またPTA広報委員会も、疋田教諭の回答による名前の掲載を問題とは考えなかったもので、掲載したのでしょう。

**こんなことを教員として不適格であるとする根拠にするのは、教育の「適格性」に関する、被告側の認識のゆがみを露呈するものであると思われま。**アンケート、紹介記事の意図を上手にとらえて、愉快的に、柔軟に回答するのはむしろ「適格性」の表れかと思われま。事実、他の先生方の多くが、A～Dの質問に、とても楽しい回答を寄せ、それらが掲載されています(Aには「キレモノ」、Bには「ひ、み、つ!」とか「今がつらくなるので思い出したくない・・・」と愉快的に回答する先生もいました。またAに「ヒッピー」、Cに「考えの違う人との話し合い」と、大胆に書いている先生もいます。ちなみに、疋田教諭はA「売れないフォークシング」、B「おだやかな春の日ざしの中で、草の香りがする芝生の上に寝転んで、青い空に吸いこまれそうになった時」、C「深夜真っ暗な中を山奥のバンガロ-まで4WD車に乗って行き、朝、明るい中で見たら駐車した所が断崖の上だったとき」、D「再び当てるために宝くじを買い占める。」と書いています)。

なお、さらに付言すれば、小平5中は疋田教諭が赴任した当時はまだPTAがなく、疋田教諭は当時の生徒の保護者のみなさんとともに、PTAづくりに積極的に取り組んで、当時ようやく広報を発行できるようになったのだそうです。

また当時、このPTA会報の記事については何も、事件は起きていません。

## 2) 前任校での事件について

被告は今回の準備書面(3)で、以下のように前任校のことを書いています。

(1) 原告は、東久留米市立西中学校の時代においても、理科室等での私物の放置問題や生徒に対する体罰や暴言問題等について問題行動を指摘されていた(乙41)のものであるし、

しかし、そこで証拠書類として出されている乙41という文書は、「告発文」という題名で、「東久留米市立西中学校 『西中学校の教育を考える会』」という差出人から、東京と教育委員会に出されたらしいもので、実際には誰が書いたものなのか、当時、その書き手が分からず、大問題になったものでした。疋田教諭を誹謗・中傷する文書が出されらしく、そこから疋田教諭の授業に突然、教育委員会から視察が来て、写真をとるということまで起きたのだそうです。そこで正式なPTA組織がこのような対応をきちんと批判し、総会を開いて議論し、役員会が以下のような文書をまとめて公表しました。

PTA会員各位

1997. 7. 17  
西中PTA運営委員会

### 私たちの西中学校を守るために

去る4月下旬、「西中学校の教育を考える会」という差出人から、東久留米市教育委員会あてに西中学校に関する投書が届きました。「西中学校の教育を考える会」という名は、西中学校PTAでは、実態を確認できませんでした。

投書の内容は、公文書扱いなので、私たちは見ることができません。匿名での投書は、世間一般ではさして珍しいことではないわけですが、それが私たちの子どもたちにとって大切な教育の現場にかかわっていたということで波紋が広がりました。

まず、東久留米市教育委員会が投書の真偽を確かめるため西中を訪問し、授業が終わらないうちに写真撮影をしてみました。子どもたちや保護者の間で動揺がおきました。そのことについては、東久留米市教育委員会が西中を訪れ、謝罪をしました。写真撮影についても子どもたちが対象でなかったことが確認されました。

東久留米市教育委員会が謝罪してそれで終わればいいのですが、投書というものが上記のように明らかにすることのできないという性質のものであるためにうわさとしていろいろに広がってしまったり、学校内にも影響を及ぼさないわけにはいきません。教育を行う中報が子どもたちの環境を壊したことに對する憤りを禁じ得ません。しかし、いちばん始末に負えないのは、匿名で教育委員会に投書をするようなそのやりかたです。

本来、子どもと教師と親が良好な信頼関係を保ち、子どもにその大切さを伝えるのが学校という教育の現場でしょう。その学校に、いちばんふさわしくない、あつてはならないこのような問題を起こされてしまったことに非常に怒りを覚えます。

このことによって、子どもが大人に対して不信感や不安感を持つたり、大人同士の信頼関係も崩されるという事実が起っています。

すでに3ヶ月近くもこの問題をひきずっており、どのようにして正常な、子どもたちにとってよい環境といえる西中学校をとりもどせるのか不安さを感じます。

そうでなくてもいじめ、その他荒れた社会状況がある中で、せめて西中の中だけでも子どもたちにとって居心地のいい場所であってほしいのです。

学校の中で、子どもたちを守ることは、教師の他にはいません。このようなときにこそ、先生方には、力をあわせて子どもたちを守り育てることに集中していただき、西中の教育目標である、

「民主的な国家および社会の形成者として自然を尊重し、調和のとれた人格の完成をめざし、

1. 心身ともに健康な生徒に育てる
2. 創造性に富んだ生徒に育てる
3. 社会に奉仕する生徒に育てる」ことを再確認してほしいと思います。

親も、いろいろなうわさにまどわされることなく、学校のこと、子どものことを正確に把握しようと努めることが大切と思われます。

PTAとしては、西中学校のPTAの目的である「保護者と教職員が話し合うことで、互いに理解と協力を促し家庭、学校および地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする」ことを再確認したいと思います。

最後に、社会全体で、コミュニケーションのとりかたが下手になっているといわれている今、大人として本音の話し合いができることが必要であると、今回の問題をきっかけにつくづく考えさせられます。

大人(教師間、親同士、教師と親)のコミュニケーションがうまくいくことによつてのみ子どもたちの大人への信頼が回復し、安心感を持つてるということになってはじめて子どもを守ることも可能と思われれます。

私たち西中PTAは、以上のことを今後の西中学校の発展のために強く訴えます。

私通「西中学校の教育を考える会」は、西中学校の正常化を訴え、正田教諭(理科)の教員として目に余る異常な行動と、これを同様の指導もできず放棄する[ ]校長の管理能力の欠如、並びに校長に対して監督権を行使しない京久留米市教育委員会の姿勢を正すため、東京都教育委員会が適切な措置を行うことを目的として、以下の内容を告発する。

一、理科室の私物を盗取し、正常な授業が行える状況へ速に復元せよ。  
第一、第二理科室及びその準備室には、正田教諭の私物(エレキ、ギター、ドラムなどの楽器類、外部で私的な活動に使用する道具類、その他文章で表現できなかったようなゴミ同然の私物)が、足の踏み場もない状態で放置されている。

そのため、正田教諭以外の理科の教員や教師は大変迷惑している。また、理科室で授業を受ける生徒は、非常に不愉快な日々を送っている。このような状況の改善を求めて、当初は理数部(理科)を求めていた教員も、その後のいやがらせを恐れて、現在では全く注意できない状況にある。また、校長はこの事実を黙認し、何の措置も行っていない。

二、生徒会室、会議室、職員図書室などの目に余る私物を速に撤去し、正常な状況に復元せよ。  
理科室同様、他の部屋にも正田教諭の私物が散らばっている。例を挙げればスキーの道具類から、自分の家を改装した際、不必要となったソファを校内に持ち込んだり、夏衣室に自分だけ泊まりするために、畳や壁紙まで運び込んでいる。このような私物を、待機余物をあてず、速に本人に引き取らせよ。私通が指定するに、私物の撤去は二トントラック数台分は相当なものと考えている。

三、性教育の研究会に所属している正田教諭とその取り巻きに、匿名で匿名で出陣を促していることを止めさせ、他の教員にも研究会の機会を平等に与えよ。  
校長は、正田教諭または性教育に関わる教員に対してのみ、毎年外出費を認めて旅費を出している。しかし、事務室では、新卒不足がちな、平成八年卒は新卒卒業生に比べている。校長は他の教員に対しては、賞状や推薦状でもなく、また推薦の不足している状況では、行き先不明な研究会があっても申し出られる雰囲気はない。

四、生徒に対する体罰と暴言、また教員に対する脅迫めいた暴言を速に止めさせよ。  
市内の中学校では、体罰による懲罰事件であるというのに、西中学校では体罰が頻発している。特に正田教諭の体罰は容認できない。あるときは、被害者が交番まで駆け込んで訴えたことさえある。他の中学校では、ささいな事でも、市の教育委員会から処分を受けているのに、再三体罰を行っている正田教諭には何の処分も行われていない。このような京久留米市教育委員会の弱腰が正田教諭の行動を助長させている。また、生徒に対してのみならず、私通教員に対しては、口を極めて罵ることも日常的にあり続けている。人権教育が叫ばれている今日、このような状況はもって許すことができない。

五、東京都と京久留米の教育委員会は、校長を速に辞任させるべきである。  
市の教員会の指導、理事たちが学校に来たときも、校長は絶対に理科室を見せまいし、指導事項も形式的に返しているのか、絶対に理科室を見ることがない。この管理文を校長に見せる前に、速に理科室とその他の部屋を調べ、裏面を正確に把握せよ。

また、昨年東京都の管理主事という人達が来たので、私通は大変期待したが、この人達も校長室から一歩も出ず、この事実を掌握することもなく帰ってしまった。この人達は、一体何しに西中学校に来たのか。管理主事というのは、このような教員を処分するためのものではないか。

まだまだ、告発したいことは、言が代など一杯あるが、速ちに改善してもらいたいことを列挙した。なおこの会のメンバーを馬鹿めたり、直ちに改善が取られない場合は、新聞社に私通が写した写真を公開して告発する。

平成九年五月二十日

京久留米市立西中学校 「西中学校の教育を考える会」  
東京都教育委員会

当時、保護者の何人かが教育委員会に抗議に行き、結局、この事件は収束したようです。上記の文面にあるように、当時は、どのような「告発文」が出されたのか、そのものを見ることはできなかったとのことで、今回、ようやくその正体が、被告側から出されたといえます。

被告側が証拠資料として出してきた、匿名の「告発文」は以下のものです。

その一つひとつが、事実を歪めて書いており、まさに誹謗中傷となっています。

正田教諭がその一つひとつについて書いたその説明をもとに少し紹介すると、例えば、

- 「一」 理科室については、当時の教え子は、さまざまな教材があったが、「ゴミ同然の私物」などととても思えなかったと反論の陳述を書いてくれました。
- 「二」 は当時、更衣室の床が寒く、それを補うための対応として、校内から下に敷くものを手配したことはあったようですが、それは正田教諭が行ったことではなく、また、正田教諭が更衣室に寝泊りなどはありません。階段の踊り場にソファ - をおいたのは、かなり広めのその踊り場で、生徒たちがケンカをはじめたりするため、少しゆったりと落ち着いた雰囲気になりたいという話があって、それに対応した工夫だったとのこと。
- 「三」 は校地外研修費を使い切れない当時の状況の中で、それなら性教育の研究会に積極的に活用しようということになったとのこと。
- 「四」 で、「被害生徒が交番にまで駆け込んで訴えた」というのは、実は、生徒の「狂言」であったことを、生徒自身が告白して、解決しています。

他校に殴りこみに行くといいきまっていた生徒を静止したところ、正田教諭に体罰を受けたと「狂言」して交番で訴えた生徒がいて、病院に連れていったところ、「狂言」だった、何か都合が悪いときは教師から「体罰」を受けたといえればいいと塾の先生に指導されたので、そうやってみた、と告白したとのこと。実は、この「告発文」に書かれていることは、正田教諭が2003年9月からマスコミで攻撃を受け、特に産経新聞の河合記者が書いた「マンデ - リポ - ト」の中で、書いている内容と重なっています。

この東久留米の「告発文」事件は、健全な PTA 集団の対応で、乗り越えることができたわけですが、そのような問題を今、再び持ち出し、当時、その非常識さを露呈していた同じ文書を使って、疋田教諭をまたもや攻撃するという、今回の被告側の姿勢、その非常識さに、裁判をなめているのか、裁判を見つめている常識ある人々をなめているのかと、あきれてしまいます。

### 3) 理科の授業で紹介した、元素記号を暗記するための「語呂合わせ」について

今回はまた、疋田教諭が「1998年10月中旬頃」小平5中で行った理科の授業で、元素記号の覚えかたとして紹介した語呂合わせについて、「不適切な表現を用いたことを保護者から指摘され、平成11年11月には小平市教委から嚴重注意をうけているのである」と書いて、2003年5月の事件以前から、疋田教諭は「問題行動」を行っていたと主張しています。

(2) 原告は、澤川校長が着任する前の平成10年10月中旬頃、小平第五中学校2年生の生徒の授業中、元素記号を語呂合わせにより暗記する方法を示したプリント(乙42)によって、「ベッドにもぐって彼女とするのはバラ色」「日活ポルノ明日サービス日」「ふっくらブラジャー私もあてたい」等不適切な表現を用いたことを保護者から指摘され、平成11年11月には小平市教委から嚴重注意を受けているのであり、

実はこの語呂合わせを紹介したことをめぐって、当時、ちょっとした事件が起こったことは確かです。本来事件になどなるようなことではありませんでした。今回、当時の疋田教諭がこの「語呂合わせ」を紹介したときの授業のこと、また紹介した意図などをより丁寧に聞いたところ、それは批判されることというよりも、むしろ、卒業生とのつながりなど、教師と生徒との学びあう関係を示唆する事例でさえあったことが分かりました。さらに言えば、中学生という年代の雰囲気をよく知っていればこそ、紹介できた語呂合わせだったのではないかと推測されます。

事件となった事実は以下のようなことでした。

語呂合わせは疋田教諭が考えたものではなく、当時の別の学校の教員がつくり、市販の学習テキストにも紹介されていたものでした。卒業生から、疋田教諭が以前に教えた別の元素記号の覚え方が役に立ったというお礼の手紙をもらい、さらにその卒業生からその手紙の中で、進学した高校の授業で別の覚え方も教えてもらったと紹介してもらったのが、今回、被告が取り上げた「語呂合わせ」でした。疋田教諭は、この卒業生とのやり取りを、卒業してからも生徒たちとやりとりがあるという楽しい話題として紹介しながら、その卒業生に教えてもらった「語呂合わせ」も、当時の小平5中の生徒たちに紹介したのでした。

ところが当時、このプリントに対して匿名の批判FAX(一人の生徒の親からということがあとからわかりました)が一通、学校に届き、少し問題となりました。一時、疋田教諭を批判するような大きな事件へと展開させる動きになりかけました。しかし、自分の親がFAXを送付したと考えていた生徒が、このことを大きな問題にされることを深刻なまでに嫌がり、結局、この問題事件とならずに収束しました。

問題はその後で、このように収束したにもかかわらず、1年もたってから疋田教諭はこの問題で教育委員会に呼び出されることになりました。さらに、自分が校長に殴りかかったという、嘘の報告を当時の小平5中の教頭が市教委に報告していたことが、市教委に呼び出されたときに発覚しました。疋田教諭はその場でその報告が嘘であることを指摘しました。その上で、振りかざした拳を落とすところがないので、履歴には残らないから、口頭での注意ということで、受けて欲しいと頼まれ、やむなく、その「注意」を受けること

になったのだといえます。

正田教諭にとって、全く不本意な「注意」であり、ただただ、教育委員会の建前に翻弄され、被害を被ったのです。

今回、被告側が後出しでこのような事件まで持ち出してきたので、いかに不合理な理由で、教員が無意味な「注意」を受けているかということ、あえて公表できることになりました。

#### 4) 「体罰」認識の問題について

正田教諭は今回の処分に関わっている 2003 年 5 月に行ってしまった「体罰」について、当時、それを「体罰」とは考えておらず、「強度のスキンシップ」として、教育上必要なこともあると認識していました。しかし、自分が行ったこの行為が、しばらくして、大きく取り上げられる過程を経て、ついに、現場を離れて研修を受けることになり、改めて、「体罰」、教育における暴力の問題について、深く学ぶ機会を得ることになります。そして、自分が行ったことが「体罰」であり、許されない行為であったことを自覚しました。

しかし、被告側は、正田教諭が研修をへて、自分が行った行為が「体罰」であったと自覚したと述べていることを、「嘘」だと主張しています。正田教諭ははじめから「体罰」だと知っていて、確信犯のように、「体罰」を行ってきたというのです。そして今回、その証拠だとして、正田教諭が小平 5 中に赴任する前の前任校、東久留米西中にいた当時、東久留米市内の別の中学校で「体罰」事件が起こり、大きな問題となったこと、そして東久留米市教育委員会が「体罰」を問題として取り上げ、「体罰」を行わないように研修のためのパンフレットをつくったとし、その資料を証拠書類として提示しました。

しかし、その資料を読んでもいただければ分かるように、この資料での「体罰」認識は、相変わらず「強い指導」と「体罰」の違い、などという説明を用いており、なお、「強度のスキンシップ」は許されるという認識を覆すものにはなっていません。「体罰」が問題になって出された、研修テキストであるにも関わらず、なお、生徒との信頼関係があれば許されるとも読み取られかねない文面になっています。

このようなテキストでは、教師が「体罰」認識を改めることはできないと想像されます。特に、教育委員会がこのような対応を当時とることになった事件（この事件に関する極表面的な情報は、今回被告側が証拠資料として提出しています）の背景には、生徒会規則をどう作っていくかという課題で、学校の教員間でも、生徒・保護者と教員の間でも多少の対立があって、お互いの感情がこじれていたようです。「体罰」が常態化していたなかで起きたことではないので異例の「刑事告訴」（正田教諭の場合と類似）は、「暴力」を伴ってしまう指導がどうしても問題なのかを、まっすぐに見つめるような理解にはなかなかつながらない、むしろ「下手に生徒に手をだすと『告訴』されるぞ」という、歪んだ警戒心を教師に持たせ、他方で、「反抗的な生徒にどう対応すればいいのか、『強い指導』ならいいのか」と思わせてしまう、そのような背景をもっていたのだと思います。

相互批判の関係を、どう「指導」の中に組み込んでいくのか、「力」（物的・精神的 - 評価等による）による「指導」ではなく、まさに、相互に批判しあいつ支えあう関係を教師と生徒、生徒間の間につくっていく、そういう教育を展開するための研修であれば「強い指導」と「体罰」の違いなどを説明するテキストは何の役にも立たないのです。やはり正田教諭はまだ当時はそのような「体罰」認識、そして、教育認識に止まらざるをえなかったということを、今回の東久留米市教育委員会の「体罰」研修テキストは立証してくれているとさえいえると思われま